

平成19年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年6月4日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

-
- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第20号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 議案第21号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程 5. 議案第22号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程 6. 議案第23号 斑鳩町（仮称）総合福社会館建築工事請負契約の締結について
- 日程 7. 議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結について
- 日程 8. 議案第25号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について
- 日程 9. 議案第26号 王寺周辺広域土地開発公社の解散について
- 日程10. 選挙第 1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 日程11. 承認第 8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程12. 承認第 9号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程13. 認定第 1号 平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
- 日程14. 報告第 5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

- 日程 15. 報告第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 19 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）について）
- 日程 16. 報告第 7 号 平成 18 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
- 日程 17. 報告第 8 号 平成 18 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）
- 日程 18. 報告第 9 号 平成 18 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）
- 日程 19. 報告第 10 号 平成 18 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）
- 日程 20. 報告第 11 号 平成 18 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
- 日程 21. 報告第 12 号 平成 18 年度斑鳩町土地開発公社業務報告について
- 日程 22. 陳情第 1 号 神南 4 丁目のマンション建設に関する陳情書について（その 1）
- 日程 23. 陳情第 2 号 「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書について
- 日程 24. 陳情第 3 号 神南 4 丁目のマンション建設に関する陳情書について（その 2）
- 日程 25. 要請第 1 号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。よってこれより、平成19年第3回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成19年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたりまして格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第であります。

平成19年度も既に2カ月が過ぎ、職員ともども一丸となって本年度事業の早期実施を図るべく積極的に取り組んでいるところであります。今後さらに、円滑かつ効果的な事業推進に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のより一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど19議案を提出させていただいております。そのうち、議案第23号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事請負契約の締結についての議案につきましては、後ほどの提出議案説明でも説明申し上げますが、議長並びに議員皆様の特段のご配慮を賜り、本日ご審議を願ひまして議決を賜りますようお願い申し上げます。また、機械設備工事及び電気設備工事につきましては、本定例会最終日に請負契約の締結についての議案を上程させていただきますので、よろしくお取り計らいくださるよう重ねてお願い申し上げます。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、辰巳、中西両監査委員には、5月18日、水道事業決算監査について克明にご審査をいただき、深く感謝いたしますと共に、賜りましたご意見を踏まえてさらに合理的、効果的な運営に努め、安全で清浄な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、正午のサイレンの吹鳴につきましては、議員皆様とご相談申し上げる中で、昨年の8月16日から中止しておりましたが、6月1日から、町制50周年となる平成9

年に決めましたイメージソング「あなたと歩いた斑鳩」を正午にお知らせとして放送しております。このことによりまして、住民皆様のご要望におこたえするばかりではなく、町制60周年を迎える本年を期として当町のイメージソングになれ親しんでいただけるものと考えております。

また、中央公民館の視聴覚室に、町制60周年にと町内事業所の善意によりピアノを5月30日に寄贈をしていただいておりますこともあわせて報告いたします。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、9番、中西議員、10番、浦野議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月22日までの19日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月22日までの19日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第20号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第21号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について、日程5、議案第22号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、日程6、議案第23号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事請負契約の締結について、日程7、議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結について、日程8、議案第25号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、日程9、議案第26号 王寺周辺広域土地開発公社の解散について、日程10、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について、日程11、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町国民

健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、日程12、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、日程13、認定第1号 平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程14、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程15、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）、日程16、報告第7号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程17、報告第8号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）、日程18、報告第9号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、日程19、報告第10号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）、日程20、報告第11号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、日程21、報告第12号 平成18年度斑鳩町土地開発公社業務報告について、日程22、陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その1）、日程23、陳情第2号 「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書について、日程24、陳情第3号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その2）、日程25、要請第1号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書について、以上23議案を一括上程いたします。

これより、本定例会に町長から付議されました議案について総括提案説明を求めます。
小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方や、現在の状況等の説明を申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思います。

まず、ご心配をおかけしております斑鳩町（仮称）総合福祉会館の整備につきまして、斑鳩町の福祉・保健の拠点となります施設を目指し、介護予防事業、子育て支援、障害者の社会参加促進の強化のため、保健センターを併設した特定者の方の利用施設ではなく、広く町民に開かれた総合的なサービスが実施できる施設として整備を計画しております。

本定例会において、建築工事請負契約の締結についての議決をお願いしておりますが、早期の完成を目指したいことから、建築工事につきましては議会初日に議決を賜りたい

と考えております。また、機械設備工事、電気設備工事につきましては、現在入札手続中でありまして、6月15日には開札を行い、担当常任委員会に説明させていただきまして、議会最終日に工事請負契約に係る議案を追加上程させていただきたく考えておりますので、議員皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

稲葉車瀬区間の用地取得につきましては、地権者のご協力を得て、概ね完了が見えてきたところであります。

なお、残っている用地について、地権者におかれては、事業協力の意向をお示しいただいているものの、道路設計上の課題整理により遅れているものでありまして、国とも連携を図りながら、地権者にご迷惑をおかけしないよう早期に取得できるよう調整に努めてまいります。また、当該区間における埋蔵文化財の発掘調査も予定されており、工事着手に向けての準備にも取り組んでいただいているところであります。

なお、今年度の工事予定といたしましては、まずは、岩瀬橋橋梁下部工の工事を本年秋以降の渇水期において実施いただけると聞いております。

このような稲葉車瀬区間の進捗に伴いまして、国では他区間への延伸についての配慮もいただいております。国の基本的な考え方が稲葉車瀬区間から三室交差点への接続でありますことから、竜田川から西方面への事業展開につきましても慎重に調整を重ねているところであります。さらに小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの間につきましては、本年1月に開催されました地元関係者への説明会を経て、一部区間では土地の境界の立会い等も行われており、当該区間においても、用地取得に向けて段階的に準備を進めていただくこととなっております。今後とも国と協議しながら事業促進に向けて各区間の整備促進に鋭意努力してまいります所存であります。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

まず、駅舎橋上化事業につきましては、去る3月10日に駅舎、南北自由通路が開通いたしました。関係各位のご臨席のもと開通記念の式典を執り行うことができました。これもひとえに議員皆様をはじめ、町民の皆様のあたたかいご理解とご支援の賜物と深く感謝しております。なお、町施設であります南北自由通路につきましては、3月末をもってJRから施設の引渡しを受けております。

また、自由通路に開設いたしました観光案内所には、連日多数の観光客がお立ち寄りになり、「世界文化遺産のまち斑鳩」の玄関口として、観光案内サービスの提供に効果

的な役割を果たしているところであります。

次に、駅前広場や駅周辺の道路計画の取り組み状況であります。駅南口広場におきましては、新しくできました南北自由通路との取り合い部分を主とした歩道整備を平成18年度繰越事業として着手し、完了したところであります。

また、北口におきましては、踏切から北口広場に通じる道路整備につきまして、3月にJRから事業に必要な用地を取得し、平成18年度繰越事業として工事を発注し、現在までにJR、警察等の関係機関との協議を行っており、6月から工事を実施してまいります。

また、本定例会に上程いたしております議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結につきまして、議決をいただき、平成19年度事業として南口広場全体の整備工事に着手し、年度内に完成してまいりたいと考えております。なにとぞ、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

また、南口広場へのアクセス道路につきましても関係各位のご理解、ご協力を賜りまして、事業実施に向けて必要な作業を、現在進めているところであります。

次に、公共下水道の整備についてであります。

まず、供用開始区域内の公共下水道への接続の状況であります。平成19年5月18日現在で、1,334件の接続申請を受けまして、そのうち1,260件のご家庭で公共下水道をご利用いただいている状況であります。

次に、本年度の整備状況についてであります。

まず、継続事業であります龍田西污水幹線工事と神南污水幹線工事につきましては、立坑築造工事に着手しております。

また、繰越事業であります龍田西3丁目地内の面整備では、夕陽ヶ丘自治会内で2工区、西の山自治会内で5工区の工事を発注しており、現在、地元説明会を開催し、公共下水道工事のご理解を得ながら進めているところであります。

一方、本年度工事につきましては、幹線管渠築造工事として現在仮契約中であり、本会議に工事請負契約に係る議案として提出しております龍田西污水幹線に接続する工事及び平成19年度から平成20年度までの継続工事として神南污水幹線に接続する工事を予定しております。

また、各ご家庭からの汚水を受ける面整備工事につきましては、平成18年度に引き続き、法隆寺南1丁目、興留1丁目、五百井1丁目、小吉田1丁目地内の整備を行い、

新たに龍田2丁目、龍田西6丁目地内の整備に取り組み、本年度は、約10ヘクタールの面整備を予定しております。

今後も公共下水道の整備及び水洗化促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、その他の事業につきましても、それぞれの計画に基づき準備を進めており、その進捗管理に努めているところであります。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第20号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成19年度の地方税制改正におきましては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得税等における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を延長するほか、非課税措置の整理合理化等の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたところであります。

今回の条例改正につきましては、このうち平成20年4月1日以降に施行されるものについて、所要の改正を行うものであります。

その内容であります。特定の住宅用財産の買い換え及び交換による長期譲渡所得に係る課税の特例措置の延長によるものであります。この見直しに伴いまして、従来、「相続等により取得した住居用財産の買い換え及び交換の場合の特例」と「特定の住居用財産の買い換え及び交換の場合の特例」に分けて規定されていた租税特別措置法の条文が一本化されたところであります。

次に、議案第21号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

その改正の内容であります。都市計画税において準用する固定資産税の課税標準等の特例について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有する固定資産に関する課税の特例及び郵便事業株式会社、郵便局株式会社が所有する固定資産に関する課税の特例が本年10月1日に施行を迎えることから、これに合わせまして本条例の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万8,000円を追加し、歳入歳出そ

れぞれ9億307万8,000円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第16款財産収入で、普通財産の売払い申請により財産の処分をしたことから、その売払い収入24万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金では、町制60周年記念事業としていただきました寄附金、10万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入では、消防団員の退職に伴いまして、退職報償金受入金262万4,000円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費で、歳入で申し上げました普通財産売払い収入24万4,000円を財政調整基金へ積み立てたく、その積立金24万4,000円の増額補正をお願いするものであります。また、第6目企画費では、同じく歳入で申し上げました寄附金につきまして、町制60周年記念事業に充当することから、財源振替を行っております。

次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員5名の退職に伴う退職報償金262万4,000円の追加補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、本予算補正から生じました財源10万円を予備費に留保させていただいております。

次に、議案第23号から議案第25号までの3議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、予定価格が5,000万円を超えることから工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第23号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事請負契約の締結についてであります。

斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建築本体の工事において、去る5月24日、2社の参加による制限付一般競争入札を執行いたしましたが、落札者がなく、今回を含め3回の入札を行ってまいりましたが、契約に至らなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格入札者と随意契約により工事請負契約を締結しようとするものであり、この契約の締結について、議会の議決を求めるもので、契約の相手方は、村本建設株式会社奈良本店、取締役本店長 金子敬介、契約金額は、9億9,015万円であり、工期は、議会議決後、平成20年5月28日までの360日間であります。

次に、議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結についてであります。

去る5月24日に指名競争入札に付した結果に基づきまして、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもので、契約の相手方は、宮崎建設株式会社、代表取締役 辰巳誠治、契約金額は、7,045万5,000円であり、工期は、議会議決後、平成20年2月1日までの225日間であります。

次に、議案第25号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてであります。

工事の概要につきましては、工事場所が龍田西3丁目・龍田西6丁目地内で、延長約247メートルの下水道管渠を築造するものであります。

去る5月24日に指名競争入札に付した結果に基づきまして、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもので、契約の相手方は、株式会社中谷組、代表取締役 中谷保子、契約金額は、6,838万200円であり、工期は、議会議決後、平成20年2月26日までの250日間であります。

次に、議案第26号 王寺周辺広域土地開発公社の解散についてであります。

王寺周辺広域土地開発公社は、広域圏内の振興整備事業の円滑な推進を図るために、必要な公共用地等の取得や造成管理等を目的として昭和50年に設立され、主として県立三室病院の建設用地の買収など、その役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年においては特段の活動がなく、今後においても事業を行う予定がないことから、平成19年3月27日に開催した理事会において、本公社の解散について、理事全員から同意をいただいたことから、本年11月30日をもって解散するものであります。

次に、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてであります。

現在の委員及び同補充員の方々の任期が平成19年7月17日をもって満了いたしますことから、地方自治法第182条の定めるところにより、議会にその選挙をお願いするものであります。

次に、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成18年度本特別会計におきまして、歳入が医療に要した費用である歳出に不足し

たため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成19年度から不足分を繰上充用する必要があることから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,489万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億1,809万3,000円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により平成19年5月31日付で専決処分させていただいたものでありまして、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成18年度本特別会計におきまして、医療に要した費用が当該年度の医療費交付決定額を上回ったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成19年度からその不足分を繰上充用する必要があるとしました。また、支払基金交付金につきましては、超過交付となったため翌年度会計に繰越して返還することとなりました。

このようなことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,747万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ20億2,447万1,000円とする補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成19年5月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、平成18年度で不足した財源は、老人保健制度によりその全額を国・県から平成19年度の収入として精算されることとなっております。

次に、認定第1号 平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

水道事業は、住民の生活に欠かすことができない事業であり、また、最近では、地震などの自然災害に対する安全性についても強く求められているところであります。このようなことから、住民の皆さんに安全かつ安心できる水の安定供給に努めてきたところであります。

さて、平成18年度の決算状況についてであります。営業収支は8,667万6,217円となり、その内訳として営業収益は前年度に比べ0.8%減少の7億4,298万3,626円で、特に給水収益は節水意識が高まるとともに節水器具の普及等により前年度より1.3%減少の7億1,203万500円となりました。

その一方で営業費用では、前年度に比べ2.4%、1,514万7,556円の増加の6億5,630万7,409円となりました。増加の主な理由といたしましては、県

水受水費、修繕費、配水池清掃委託料等であります。

営業外収支では、他会計補助金等から企業債支払利息等を差し引き4,861万8,910円の損失となりました。

当年度純利益は、不納欠損等の98万6,986円の特別損失を差し引き、3,707万321円となりました。

次に、資本的収支では、資本的収入が工事負担金、国庫補助金、企業債で2億6,754万9,100円であり、資本的支出は建設改良費としまして、管路近代化事業、老朽管更新事業、公共下水道工事に伴う配水管工事、流量計取替工事、取水井戸の整備等及び企業債償還金により4億5,374万6,172円となりました。なお、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上が概要であります。本決算書につきましては、去る5月18日、 巳・中西両監査委員により慎重なご審査をいただきまして、平成18年度決算に対する意見書もいただいているところであります。

引き続き、水道事業の適切で健全な運営に努めてまいりますので、議員皆様はじめ住民皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る平成19年4月1日、すこやか斑鳩・スポーツセンター内の進入路において、横断側溝のコンクリート部の破損により、通行中の車両に損傷を与えた施設管理の瑕疵について、示談が成立しましたので、その損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）であります。

内容といたしましては、先の報告第5号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億11万円とすることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分を行いました。

たので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

平成18年度予算において繰越明許費の議決をいただきました後期高齢者医療電算システム導入事業、道路新設改良事業、いかるがパークウェイ関連整備事業、法隆寺線整備事業、JR法隆寺駅周辺整備事業につきまして、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第8号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）であります。

平成18年度予算において繰越明許費の議決をいただきました後期高齢者医療対応等電算システム改修事業につきまして、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第9号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）であります。

平成18年度予算において繰越明許費の議決をいただきました公共下水道事業（第11処理分区第1工区-1～7、第2工区-2～4）につきまして、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第10号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）であります。

平成18年度予算において繰越明許費の議決をいただきました後期高齢者医療対応等電算システム改修事業につきまして、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第11号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成18年度は、斑鳩町文化振興センターの管理運営について、斑鳩町文化振興財団を指定管理者に指定し、委託した最初の年度であります。

文化振興財団にあつては、斑鳩町文化振興センターの指定管理者として、経費の効率化に努めながら施設機能を十分に発揮させ、より質の高いサービスを提供するよう努められたところであります。

平成18年度において、文化振興財団が実施した自主事業は17事業で、これに要した事業費用は1,477万2,432円で、これに対する事業収益は1,355万3,570円となっております。

これを収支差額でみてみますと、収支赤字額は121万8,862円となり、前年度

と比較して、574万1,083円の減となっております。また、その収支率は91.7%となり、前年度と比較して、25%改善しております。

斑鳩町文化振興センターの管理運営事業におきましては、管理運営費と施設使用料収益とを相対的に分析評価するため、本年度は、総務管理費と施設管理運営費の構成科目を組み替え、また、施設使用料収益を受託事業収益に組み替えておられます。

減価償却費を除くホール施設管理運営費は1億161万6,392円で、前年度と比較して、565万2,579円の減となっております。これは、各経費の節減によるものであります。

文化振興財団においては、当初計画された各事業を実施し、また投下経費を節減、効率よく執行した結果、収支決算については、収支同額の1億3,937万5,608円で決算を終えられたところであります。

次に、報告第12号 平成18年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてであります。

平成18年度の主な事業内容についてであります。取得事業では、神南3丁目地内の用地を道路新設改良事業用地として、用地費・補償費を合わせまして、1,925万6,763円で取得しております。

平成18年度における取得事業は、本事業1件のみとなっております。

次に、処分事業についてであります。

はじめに、土地開発公社経営健全化計画による保有地の処分についてであります。土地開発公社におきましては、公社経営の健全化を図るため、経営健全化計画を策定し、長期保有地の計画的解消に努めているところであります。

平成18年度当初計画におきましては、長期保有地となっている代替用地のうち、平成17年度での入札で処分できなかった法隆寺北2丁目地内の保有地と、龍田西8丁目地内の保有地の2件を一般競争入札に付すべく調整を進めてきたところであります。

このうち、法隆寺北2丁目地内の保有地につきましては、法隆寺駅周辺整備事業の代替用地として、譲渡依頼がございましたことから、処分したところであります。龍田西8丁目地内の保有地につきましては、一般競争入札に付したところ、予定価格に達することなく入札不調に終わっております。

続きまして、代替用地の処分についてであります。先ほど申し上げましたとおり、法隆寺駅周辺整備事業の代替用地として、法隆寺北2丁目地内の保有地の譲渡依頼がございましたことから、土地売買契約を締結し、処分しております。

なお、処分簿価が7,397万6,714円となることから、その差額2,952万6,974円につきましては、斑鳩町から損失補てんを受けております。

続きまして、事業用地の処分についてであります。

都市計画道路事業用地の処分として、都市計画道路法隆寺線に係る龍田南2丁目地内並びに小吉田2丁目地内の保有地において、残金の精算を行っております。精算金額は、2件あわせてまして184万2,921円となっております。

次に、道路新設改良事業用地の処分として、神南3丁目地内の保有地において、2件の残金の精算を行っております。精算金額は、合わせまして4,687万5,831円となっております。

次に、町土地改良事業用地の処分として、大字三井地内の保有地において、残金の精算を行っております。精算金額は、905万3,061円となっております。

最後に、(仮称)文化財保存活用センター整備事業用地の処分として、法隆寺西1丁目地内の保有地を斑鳩町に処分しております。処分類は3,854万4,239円となっております。

処分事業につきましては、以上の7件であり、処分類は1億7,029万2,766円であります。

このことにより、平成18年度末の公社保有地の状況は、簿価総額が12億7,179万1,746円、保有面積が5,441.67平方メートルとなり、平成18年度期首と比較して、簿価総額で1億4,598万3,375円、保有面積で1,447.55平方メートルの減となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君)　　ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程6、議案第23号、日程11、承認第8号、日程12、承認第9号、日程14、報告第5号、日程15、報告第6号、日程16、報告第7号、日程17、報告第8号、日程18、報告第9号、日程19、報告第10号、日程20、報告第11号、日程21、報告第12号を除く8議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明

を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程3、議案第20号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) よろしいですか。これをもって議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程4、議案第21号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) よろしいですか。これをもって議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程5、議案第22号 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) よろしいですか。これをもって議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第22号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程6、議案第23号 斑鳩町(仮称)総合福祉会館建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、議案第第23号につきましてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第23号

斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築

工事請負契約の締結について

標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、2枚目をご覧いただきたいと存じます。朗読をさせていただきます。

斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事請負契約の締結について

斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 契約の対象

斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事

2. 契約方法

随意契約

（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による）

3. 契約金額

金9億9,015万円

4. 契約の相手方

所在地 北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1

会社名 村本建設株式会社 奈良本店

代表者 取締役本店長 金子敬介

5. 工 期

議会議決後360日間

この議案につきましては、町長の提出議案説明にもございましたように、本町の第3次総合計画及び介護保険事業計画、老人保健福祉計画に基づき、少子高齢化社会に対応した福祉社会づくりを図るための施策としまして、福祉と保健機能を一体とした斑鳩町

(仮称) 総合福祉会館を建設するものであります。

この事業の経緯や施設概要等につきましては、今日まで担当常任委員会におきまして、継続審査案件としまして議員皆様方にご相談を申し上げご意見等を賜ってまいりました中で、一定のご理解をいただいていたところでございます。

また、工事発注につきましては、公共工事の適正化を図るため、建築本体、機械設備、電気設備を分離発注しており、建築本体工事につきましては、制限付一般競争入札として本年2月26日に入札を実施し、落札者と仮契約を行ったところでありますが、本体工事に係る業者の不祥事により仮契約を解除した経緯がございます。このため、同じ日に行いました機械設備と電気設備の指名競争入札による落札者との仮契約も解除しております。

その後、再度入札を行うこととなりましたが、工期が遅れるため、平成20年度の完成になりますことから、年度当初に予算執行上の手続であります繰越明許の一般会計補正予算(第1号)を専決処分させていただき、さきの5月臨時会におきましてご承認を得たところであります。

繰越明許の予算措置を行いました後、2回目の制限付一般競争入札を実施するため、4月6日に入札公告を行いました。入札の参加者がございませんでした。そのため、3回目の入札につきましては、入札に参加出来る条件の見直しを行い、4月16日に3回目の制限付一般競争入札の入札公告を行いましたところ、2社の申し込みがあり、去る5月24日に開札を行いました。

しかし、3回目の入札につきましても落札者はなく契約するに至らなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最低価格入札者であります村本建設株式会社と随意契約により工事請負契約の締結を行うこととし、交渉を重ねました結果その工事請負契約の締結を行うものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、予定価格が5,000万円を超えることから、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

なお、この工事の早期の完成を目指したいことから、建築本体工事につきましては本日議会初日にご議決を賜り、また機械設備工事、電気設備工事につきましては、提出議案説明にもございましたように、6月15日に開札を行い、担当常任委員会において説明をさせていただきます中で、議会最終日に工事請負契約に係ります議案を追加上程させていただきたく考えておりますので、議員皆様方のご理解、ご協力を賜りますよう重

ねてよろしくお願いを申し上げます。

以上で議案第23号についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私も議員として3期させていただき、今期4期目になるわけなんですけど、この間にこういう事例を自分自身は経験をしていないなということをもふと振り返りまして、議会の議決を必要とする案件以外でも、もう少し金額の低い色々な工事の入札をこの間ずっと見てまいりましたが、今回のように不落、そして随契という形になるということについて、自分自身としては経験をしていない、非常に内容として心配な点があるというふうに感じています。

ところが、過去において、私自身が議員になる前に、斑鳩町ではこういった案件があったということも聞いておりますが、その時の不落随契ということにつきまして、どういう事例があって、そのことについてどういうことに担当、また町としては、その不落随契となった事業について経緯を見守っていったのか、どういうところを問題点として気をつけてきたのかということをもまずお聞きしたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この案件でございますけども、この関係は、中央体育館、仮称でしたか、中央体育館でございますして、すこやか斑鳩スポーツの里づくり事業として、その当時、JVという形でやってきたわけでございますけども、その関係で落札者がなく、結局大林、それから森本、浅川の3社がJV・共同企業体で不落随契ということで、金額的には私の方は8億2,000万、それと相手方は最低が10億4,000万ということでございました。この関係について、設計業者と最低の10億4,000万の大林共同企業体と話し合いました、最終的に予定価格8億2,000万ということで契約をしたということでございます。

この関係等については、一番問題になったのは、鉄が非常に、型枠工が不足してかなり金額が上がってきた。そういう関係等から、非常にこういう高額な金額で落札が出来なかったと、そしてまた開きも多かったということでございますけども、町としては8億2,000万という予定価格を設置してますから、この金額で何とかしてほしいということで、設計業者、そして大林組の共同企業体が鋭意努力をさせていただいて、最終的

に8億2,000万で請け負いをしていただいたということがございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、町長からご答弁をいただいて、ちょっとびっくりしました。2億円もの差額があつて、それで不落随契となり、業者の方に町の予定価格で請け負っていただいたということに比べましたら、今回5,700万円ですかね、町が最初に示していた金額と村本建設さんの方が札を入れられた金額の差があつたと思うんですが、このところを、一般的には、私たちは入札について、より低くしましよと、大きい工事ほど入札低くなつたらそんだけ、1%下がつたら何百万違つてくるとか、そんな話も議会の中でし、入札の工夫をしようということで、副町長を先頭に、入札については色々ご努力もしてきていただきました。私たちが郵便入札とかいうことを言った時も、取り入れていただき、色々研究はしていただいているということにつきましては評価はしたいと思うんですが、ただそんな中で、つい最近ですね、公共下水などにおきましては、低価格入札で調査せなあかんと。片一方ではそんなことが起こつておつたのに、なぜ、今、この不落随契というような状況になつたのか。先ほどの中央体育館の件では、鉄不足での鉄の高騰ということも町長おっしゃられましたけれども、こういう事態になっていることの原因というのは何なのかということ、町の方はどういうふうにご認識をされているのか、ぜひともお聞きしときたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 先ほどの町長の答弁の中で、2億2,000万も離れたもの話し合いをどうして詰めたんかと、こういうことの中で、今度も5,700万の差額を詰めていかなければならない。

その当時、すこやか斑鳩・スポーツセンターの工事につきましては、一般的に行われるいわゆるVE方式、これは契約時において技術提案を行つて、その技術提案が、強度、また色々な品物不足がないというようなことで業者と詰めていくという形。そして同時に、契約におけるVE方式。これは、町が発注者側でございますから、そういう中で技術提案をして、そしてこういうことで業者出来ないかということ。当然、単価的には変わらない工法で詰めていくということになるわけです。そういうような方法を今回もとってまいりたいと。

契約時においては、契約時におけるVE方式でやりました。それ以上詰められん部分ございましたけども、契約時においてはVE方式でやると。VEというのは、バリュー

エンジニアリングと言いますかね、技術提案型の話し合いと、こういうことでございます。これを付け加えさせていただきます。

それで、今、言われておるように、何でこういうことになったのかと申しますと、土木工事、これはご存じのように、一定の積算する基準があるわけですね、歩係り基準と。それに基づいて町は設計し見積もりをしていく、で、工事費を出すという形になります。もちろん建築工事、厚生関係、土木関係、皆同じような見積もりでございますから、きちっとした内容で出てくる。

同時に、土木の場合については、諸経費率というのは相当高いわけですね。ところが、建築の場合については、その基準見積もりというものはございません。あくまでも設計業者は見積もりによって、また技術的にどういう形でやればどれぐらいまで下がるかということをもって最終的に見積もりします。そしたら、ほとんどの諸経費が1.2%ぐらい、今回の場合は1.2%やったと思うんですが、そのぐらいになって非常に諸経費率が高い。土木の場合は1.8%でございます。そういう関係もあって、入札する企業の中、また業者の中では、その諸経費率の取り方が大きく左右するのではないかと思います。

と同時に、今回の場合については、ゼネコンの不祥事もございました。そういう中でゼネコン等が指名処分をされております。そういうことから、入札に参加する業者がほとんどいてないということ。

また、聞くところによりますけども、3月ごろから、建築資材が非常に高騰しておると。新聞にもよく報道されてますように、アルミやガードレールが盗まれたとか、非常にアルミとか鉄が高くなっているということも聞きます。そして、作業員の賃金も相当高騰しておると。いわゆる一定の景気回復によって、大阪、東京方面での民間の工事が非常に多くなっておる。そこに勤めていくということから、賃金とかつり上げられるということ。それと同時に、ダンピング現象というのは、このごろやっぱり色々問題がありましてなくなっていくと。いわゆる下請けをいじめるということとはしないような形に、建築になっておるということでございます。そういうことが大きく影響してこのような結果が生じたのではないかと、このように思います。

といたしますのは、そう思うわけでございますけども、本町としてのいわゆる見積もり価格は、これはご存じのように、指名型のプロポーザル方式で、いわゆる技術提案型で、いわゆる設計業務委託の工法を講じたわけですね。この業務に参加する業者には、やは

り事前に、我々といたしましては設計業務委託仕様書というものを提示します。この中には、工事概要を入れます。まして、その中には、一番大事な工事費の額を、今回ははっきり言いまして14億でいくということの指示をいたしました。そういう中で、仕様書を十分設計委託業者は熟知して、そして設計をして、そして技術提案を行ったということです。

そういうことから考えますと、我々は今回の総事業に対しては、何ら見積もりの過少な形はとってはないということを考えております。そういう中で、予定価格以下で落札されない業者があるということに対しては、私は非常に残念だと、このように思います。

ただ、先ほど申しましたように、物価の高騰によって、以前はそういう大きく高騰した場合に、町に通告来ます。こういうことで見込める金額があるよとか、そういうことで国から通告来ます。それもないということでございますから、我々としては、示しました予定価格以下、これは正当な見積もりであろうと、このように思っております。しかし、落ちないということは非常に残念なということでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この事業につきましては、非常に遅れて、町としても早く取り組みたかったのに遅れて遅れてきた結果、色んな社会情勢と重なってこういうことになってしまって、私も非常に、1回目から残念な結果になって、そしてまたさらに今回も、副町長がおっしゃられるような形の思いで見させていただいておりましたけれども、町の方が一定のご認識を持っていただきまして、今後の工事の進捗管理などにつきましても、設計者などと十分ご協議をいただきまして、そしてまた村本建設さんにおかれても、町との協議の結果、もともとの予定価格で請け負っていただけるということでございますので、そういうことであれば、よかったかなと。けれども、私自身、先ほども言いましたが、自分が議員になってから、こういう大きな工事での不落随契という経験がなかったものですから、どのように判断をさせていただいたらいいのかということについて、非常に私も頭を痛めておりました。

今後、これを、斑鳩町での最後のハコモノだろうと言われている事業でございますけれども、ハコモノをつくって魂が入っていないというような、町民の皆さん方からそういうお声が聞こえないように、今後この総合福祉会館につきましては、以前から私が申し上げておりますように、使う側の立場に立って、運営協議会などの設置について今後も早く取り組んでいっていただきたいということをお願いいたしまして、総括質疑を終

わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） ほかにご意見ございませんか。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 総合福祉会館の部分で、私自身もちょっと離れてましたんで、経緯が全くわからないんで、改めて確認とお尋ねをしておきたいと思うんですが、このプロポーザル方式ということを採用された、今回採用されて、その経緯をまず聞きたいのと、それと落札出来なかったということの中で、そしたらその入札予定価格というのはどのようにして決められたのか。

それと、この敷地の形態を見ますと、どうも一部いびつになっているような部分があるんですが、ある意味では土地所有者の協力が得られなかった買取でけへんかったん違うかなというふうに素朴に思うんですが、その辺の経過。

それと、実際には前回の臨時議会の中でランニングコストが4,000万円ぐらいかかるということを言われてまして、住民からしますと、この4,000万というのはどこから生み出すんかという具体的な部分を、何をもって削減してランニングコストをこれから生み出していくのか。

それと、2月の26日に仮契約をしたけども業者の不祥事で破棄したということなんですけど、その時の金額というのは幾らなのか、少しお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この経過なんですけども、平成10年から総合的な福祉活動の拠点としての施設をつくるということで、我々も含め議員も賛同の中でやってきたということは、西谷議員もご存じやと思います。

初めには、やはり検討委員会、総合福祉会館建設検討委員会、仮称だったと思いますが、そこでこの総合福祉会館についてのすべての面について、そして事業整備について検討をしていただいた。その結果が、平成12年に出ております。

そこでもって、町は上位計画、いわゆる総合計画に基づく上位計画によって位置を決めていくということに取りかかったわけです。これは西谷議員もご存じやと思うんですが、ちょうど役場の北側、今、社会福祉協議会があるところ、これをまず初めにその買取にかかった。しかし、1軒の家がどうしても協力ようしない、できないということで、次にその検討委員会の報告に基づいて、今、法務局はございませんけども、今、文化財活用センターを整備するということの東側で（仮称）総合福祉会館を建てようということで提案をいたしました。しかし、議員の中から、4,000平米ぐらいの提案でござ

いましたので、非常に狭いのではないかと。やはり、つくるのならもうちょっと大きいものをつくって、いわゆる福祉機能と保健機能を同時にやらなければならないというような意見もございました。そういう中で色々と町は検討いたしまして、今、文化財活用センターを計画している東側の土地をあきらめたということでございます。

そこで、やはりこの計画については、町長の基本施策の方針でございますから、どこかでやらなければならないということ。で、議員からも色々意見をいただいた経緯があります。その中でも西谷議員、私が思うてるのは、西谷議員は、パークウェイのあの辺が一番ええの違うかというような意見も私はいただいたと思います。私は、そこは選択肢の一つであるということをお答えしたように記憶しております。

そういうことがあり、パークウェイについての小吉田部分、あこで土地の交渉をかかってみようということで取り組みました。しかし、スムーズに運ぶような状況でございましたけども、どうしても単価的に合わない。また、1人の方が4,000平米ほど持っておられるので、代替地を求めてこられました。その代替地が非常に難しい条件でございました。そういう中で、あきらめざるを得ないということから、その南側を小吉田の方にお願ひし、どうしても協力してもらえないかということをお願いした状況でございます。

そうする中で、協力しましょうというようなことも含めて色々話し合いを持った経緯があるわけでございますけども、一転二転変わってきます。当然スムーズにいかない。単価的な面もあるし、また代替地的な面もあった。色々な問題についてスムーズに運ばなかったという経緯がございます。しかし、頭を下げまして、よろしく頼みたいということで、この事業用地をまとめたわけでございます。非常に、担当課も含めて毎晩毎晩交渉してきた経緯もでございます。非常に苦勞をいたしました。そういう中で、約1万強の用地が確保出来たということでございます。

そこで、今先ほどもご指摘がございましたように、一部北と南の間で残っておるところがございます。これは、初めから、協力はようしませんということをおっしゃられます。地元の方にも同時にお願いに行っていたわけでございますけども、代替地渡しても何してもろうても、ここは私はよう協力せんということをおっしゃられた状況がある。しかし、町としては、あの部分を買収しなかつても、十分この（仮称）総合福祉会館建設出来るというような絵をかいたわけでございます。そういうことで、この北と南の中間の一部が今買収せずにおいておると。しかし、この件についても、やっぱりこれから

建設していく中ではご協力を願ってくるのではないかと期待はございます。そういう中については、町は話をしていこうということを考えております。

また、ハコモノが出来た段階においてのランニングコストの問題でございますけども、ハコモノをすることによってやっぱりコストはかかってまいります。これは、コストがかからんとこの管理運営は出来ません。いかにコストを削減して、いかに技術的にコスト削減に取り組むというのが必要であろうと、このように思います。

先ほども住民生活部長が言ってましたように、分離発注したのもコストの削減もあるわけです。これは、もうご存じやと思うんですけども、分離発注することによって非常にアフターサービスがスムーズに行く。これは、今まで町営住宅の目安北団地、そしてふれあい交流センターいきいきの里、これも分離発注してます。このふれあい交流センターいきいきの里については、すぐに対応してもらおうと、非常にいい結果が出ております。これはあくまでもコスト削減につながってきている、私はそう思うておるわけです。これが一括発注した場合は、いわゆる親会社に言うてそれで子会社に流れていくという、時間がかかります。そういうことをかからんためにも、分離発注が望ましいと。この件については、そういう考えで町としてもやってまいりました。そういうことでございます。

それと、2月の26日に入札を執行して落札をした業者がございました。しかし、この業者は、明るる日に名古屋の地下鉄談合によって逮捕されました。当然27日において町は指名停止をいたしました。仮契約を解除したということでございます。この金額については、総務部長の方から言わせていただきます。

今、西谷議員から質問をされたのは、今言いました以上ですね。（「入札予定価格をどのように締結したのか」と西谷議員述べ）

予定価格といいますのは、町村の場合はその決まりがないんです。国の場合は、予算令等、会計令等によって一応決められてます、基準は。ところが、県、市町村、こういうようなところは、予定価格がございません。予定価格を決めるのは、これは入札担当官が、我々と町長と話しながら説明して予定価格決定するというところでございます。

一般的には、設計金額＝予定価格と言っております。ただ、今回の場合は、事業の位置にしても、近隣対策と、大阪の真ん中にするの違いますから近隣対策等々が必要ないということ。また、パークウェイという道が出来ましたので、部分的に出来ましたので、そこらの資材運搬ツールもスムーズに運べるじゃないかということも含めて予定価格を

決めたということですので、予定価格を決めるのは我々の裁量である、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 2月26日の入札ですけれども、税抜きで9億1,700万円、税込みで9億6,285万円となっております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長が、予定価格については職員が積算して決めたということなんですが、積算決めて、そして2月26日の時には9億6,285万円で一応落札した。にもかかわらず、今回は落ちなかったのが最低業者と今度は9億9,015万円でされたということなんですが、確かに副町長が言われた、以前に私が議員をしていた時の経過も当然私は知っております。ただし、その中で、色々財政の問題が起こってきた中で、例えば財政健全化検討住民会議の中でも、もうハコモノは要らんということの中では、最小限の施設でええん違うかというような提案もたしか出ていたように思います。

実際にこの総合福祉会館の工事見てみますと、調理室とかいう部分、実際今現在中央公民館にもあるような、あるいは保健センターにもあるような施設がこの中に入っているということは、当然今ある施設やのうて新たにつくるわけですから、結果としては、今そういう施設があるにもかかわらずまた新たにつくらはったということの中では、当然そういう金額になってくるんやと思うんですね。

私自身は、副町長が、建物を建てたらランニングコストがかかるのは当たり前やし、それをいかに減らしていくことなんやということをおっしゃいましたけども、住民の中の感覚からしたら、町は、決まったからやってるんや、平成12年からやってるんやということでおっしゃいます。でも、住民からしたら、もうええやろというのが、私は私自身が住民の方から聞いた声のすべてなんですよ。だから、改めて、どうしても自分自身納得がいかなかったもんですから、総括質疑をさせていただきました。

前回の臨時議会にも質問したんですが、実際にこういう建物を建てる中では、この時期になって既に遅いと言われるかもわかりませんが、基本的には、今、建物を建てるについて、斑鳩町の福祉の中で何に問題があって、住民がこれで非常に苦勞をしている、あるいは不便である、そやからこういう建物を建てて、住民の、今、町が問題となって

いるところを解決出来るんやというそういう明確な部分が、前回の私の臨時議会の中でも示されておりませんでした。その部分が、私はこの事業にとって一番の問題点やと思いますし、一番基本やないのかなと思います。

今、副町長の言われているこの分の中で改めてそしたら聞きたいんですが、以前に、大林でしたかね、仮契約した時の9億6,285万から今度は9億9,015万に上げられた、その理由はなんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 本来、設計金額につきましても、再入札ということで、一部設計変更をいたしております。

それと、予定価格というものにつきましては、やはりその時の現場の状況、また社会状況によって当然変わってまいります。前回は2月26日の入札、今回は5月の開札となっておりますので、先ほどの里川議員のご質問の中にありまして、副町長からご答弁させていただきましたけども、その間の建設物価等の上昇もありますことから、予定価格については上がってきておると、結果として上がってきた結果となっておりますということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、総務部長の方から、当然設計の変更をされてということなんですが、通常一般的に考えて、設計変更をして、わざわざ高い金額になるような設計変更をされるのかなというのが疑問なんです、それと実際に物価の上昇やと言われるんですが、2月にやってこれ5月ですから、わずか3カ月ぐらいの間の部分でこれだけの部分が何で上がるのかな、私は非常に疑問に思います。

私自身の総括質疑については、一応これで終わりたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。よろしいですか。これをもって質疑を結びたいと思います。

本案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 議案第23号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館建設工事請負契約の締結について、反対の立場で意見を述べたいと思います。

臨時議会でも申しましたように、私はハコモノ行政については、もうこれ以上斑鳩町

では要らないのではないかなということが第1点と、実際にそれでもこの施設を建てるということになりますと、明快な、なぜこの施設が必要なのかということ住民が納得出来るような説明が要ると思います。単にこれまで決まってきたから、進んでいたからというんやのうて、今、この財政難の中で、住民に色んな受益者負担をかけられている中で、それを超えても必要なんだという明快な回答をいただきたいと思ったんですが、なかなかそれも出ません。

まして、その用地について、非常にいびつな形であるということの中で、そこまでして急いで今何でせないかんのやなということについても、非常に疑問でございますし、今、聞く中で、2月の26日に9億6,285万であったその契約金額よりもさらにふえた9億9,015万というような形で、それも入札、落札出来なくて随契という形で行わなければならないというのは、住民感情からして非常に納得のいかない私は内容であると思う。本来、片方で、開発公社の用地については、予定価格になれへんかったから入札については見合わせたという部分がある。

私自身は、こんな中で、凍結したらええし、実際にそれでも建てたいんやというんやったら、やっぱり方法を変えるべきやったん違うかな。この、本当にプロポーザル方式という業者が提案するそういう方式をやって、最後に入札出来なかったという結果を見たら、それこそこのやり方自身が本当に合ってたんかなというのを素朴に思います。

私自身は、ランニングコストの4,000万につきましても、住民の皆さんと話したことがあります。その会合の中でほとんどの人が言われるのは、総合福祉会館とか、我々は公共施設について色んなことを、アンケートとかあった時には、それはこんな施設が欲しいということを書く。アンケートがあったら書きますと。そやけど、その時には、費用が幾ら要ってランニングコストが幾らかかるんや、自分たちにその結果ツケはどんだけ回ってくるんやというのは一切書かれてない。そんな中で、単にアンケート調査があって、それで住民がこれだけ丸したから、住民が望んでいる施設やからということだけで事業を進めていくのはもうやめてほしいというのが住民の声でしたし、私もその声を聞いて、本当にそう思います。

そういう意味で、ハコモノの行政については、これからはやっぱりそういうのは要らないと思いますし、住民の理解を得られない。こういうことが、結果として、後の介護保険料とかそういう国保とか、本来やったらもう少し一般財源を特別会計に入れられる、そういう状況をだんだん悪くして、結果として住民自身がそのツケを払うようなこんな

事業には、反対したいと思います。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 議案第23号 斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事請負契約の締結について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

この総合福祉会館整備検討委員会は、平成10年から立ち上げられ、平成12年から始まる介護保険に斑鳩町でどのような施策が必要になるかということもあわせて各関係者のご意見をいただきながら、今後の斑鳩町の福祉のあり方も含めて色々な検討を重ねてまいりました。15年には、この総合福祉会館本来なら完成を見る予定での検討を各関係者と重ねてきた結果、先ほどからの総括質疑、そしてまた答弁にあるように、色々な事情から遅れに遅れてきている案件です。ところが、私は、遅れてきたことは、逆に幸いであったというふうに考えております。

平成12年から始まりました介護保険、この制度も、3年ごとの制度見直しで大きく制度が変えられました。そして、障害者の施策につきましては、本来行政の措置でやっていたものを支援費制度、さらにはそこから自立支援法へと変わってきました。そして、医療も、この間に本当に制度が変わり、入院は3カ月以上出来ませんよ、療養型病床群についても3分の1以下までなくしてしまうと。そうなってきた場合、いかに斑鳩町の皆さんの健康を守っていくのか。そして、制度から外れる方たちをどう救っていくのか。そして、障害を持った方々、そして軽度の高齢者の方々が地域の中でどうやって過ごしていくのか。こういった問題にまで踏み込んで私たち議会は、この総合福祉会館のことを考え、そして何年も続けて、議会としても色々なこういった施設の視察へと出向かせていただき勉強をしてまいりました。

今、社会福祉協議会が入っております福祉会館につきましては、介護保険の制度が大きく変えられた後、地域包括支援センターがあそこで設置をされております。2階にございますが、小さい部屋で、本当に介護が必要な方が車椅子で来て相談にも行けないようなところで行われていることについても、非常に残念な思いで私も見ております。本来、福祉会館と言っておりますが、もともと水道庁舎として建てられましたあの会館につきましても、トイレも男女の別にもなっていない、車椅子はもちろん使えるようなトイレにはなっていないという現状です。

こうして、私は根本原因は国の福祉施策にあるというふうに考えておりますので、これからも地方から色々な福祉施策について、国の責任を放棄する姿勢については意見を上げていくべきだとは考えているものの、国で決まってきた以上、地方としてその地方にお住まいの皆様方の福祉を守るのは、地方自治体としての第一の重要な任務であるというふうに考えております。

これだけ福祉が複雑になり、制度がころころ変わってきても、斑鳩町の福祉を必要とする皆さんが安心してこの地域で暮らしていただけるよう、福祉の拠点、そして健康増進、予防を含めての色々な斑鳩町の住民のための施策を展開していくための拠点となるよう、また国や県が色々な改悪をしてくる中で斑鳩町の皆さんの福祉を守るとりどとなるような施設となるよう、私はこの総合福祉会館、今こそ必要ではないかというふうに考えております。

ただし、反対者がおっしゃられたように、私もこれまで議会で申し上げてきました、より多くの町民の皆さんに町がしようとしていることをより理解していただけるような啓発をしていただきたいということも、この間に申し上げてきました。そういった努力を町はすべきであるというふうに考えます。

そして、さらには、この運営につきまして、先ほども申し上げましたが、関係者、色々な方々のご意見を聞きながら、どんなふうにこの総合福祉会館を使っていくのか。いずれは、これが建設をされますと、この総合福祉会館の条例を議会に提案されてくるわけです。その条例がより多くの利用を望んでおられる皆さんのご意見を反映されたものとなるよう、町とされてはご努力をいただくようお願いを申し上げまして、この案件につきまして私の賛成討論とさせていただきたいと思っております。議員皆様のご理解、心からお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第23号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、日程7、議案第24号 平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この関係につきまして、議案書をいただいておりますけれども、この議案書を読むだけでは少しわかりづらいところがありますので、また委員会等で細かい説明があるかとは思いますが、この整備の目的と、もう少しわかりやすい説明を求めておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今回発注をいたします南口の広場整備工事なんですけれども、約3,200平方メートルございます。今、完了している現歩道部分以外の部分全体を整備をさせていただくということで考えております。歩道については、約330平方メートルなんですけれども、石で石張り工を行う。照明についても、現在暗いというようなことも言われているところなんですけれども、車道照明4基、歩道照明3基、そしてバスの停留所となる部分についてベンチ、背もたれはないですけどもベンチを置かせていただくと。これも石で仕様をしていこうということです。そして、車止め等をつくりまして歩行者の安全を確保する。そしてまた、車の輻輳を避けるために、分離帯を設けて、西へ行く車、そして東へ出る車、この辺についても区画をして対応をしていくということで考えております。そのほかに、タクシーも待機所をこしらえさせていただきたいと、このようにも考えておりました。また、今、JRの浄化槽を設置されているところがございますけれども、この辺についても、JRから土地を借りまして植栽帯にするということで計画をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、お聞きしますと、主な整備として、歩行者の安全を図るといふように目的として考えられると思っておりますので、安全面での整備ですね、照明をつくるのか、そういったことについてはぜひ進めていただきたいというふうに思います。

また、提出議案説明の中にアクセス道路のことも少し町長の方からふれられておりましたけれども、アクセス道路というのは南側広場に接続をする道路になりますけれども、これにつきましては、近隣の住民の方からも、ほんまにそんなに広い道路が必要なのかと、予算的な面からも心配される声や、あと隣に三代川がありまして、その三代川沿いの道路につきましても今後整備をされていくという予定ですが、これはほんまに2つも要るのかなと、どちらか一方に統一出来るのではないかと、こうした声も住民の皆さんから聞いております。今回総括質疑ですので余り深くは言いませんけれども、こうした声

に對しましては、先ほどの総合福祉会館の件ではないですが、住民の皆さんがしっかりと理解出来る整備をしていってほしい。町としましては、拙速を避け慎重な対応を求めておくということ、私から意見として申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 1点だけお尋ねしておきたいと思ひんですが、実際こういう駅前の整備というのは、全国どこでもちゃんと都市計画決定をして、住民の仮に協力を得られない場合には、究極は土地収用法によっても事業を完遂するというのが大体こういう事業のあり方やと思ひんですが、都市計画決定もなしに随時こういう形で進めていく。何で都市計画決定、こんな当たり前のことが出来ないのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今回、この南口の広場、そして道路整備をさせていただくに当たりまして、まず都市計画決定、住民の意見を聞かさせていただきまひます。町では、近隣の自治会全体、13自治会に計画について説明をさせていただきまひして、色々ご意見を伺いながら進めてきております。都市計画決定行って街路事業という形で補助金の受け入れというようなこともあるわけですがけれども、南側が調整区域という状況の中で、都市計画決定についてスムーズな形での、今、特保区域になっておりますんで、進捗をしていない状況がござひます。そうしたことで、別途補助金の確保について努力いたしまひして、交通安全の事業に対する補助金、そしてまちづくり事業に対する補助金等を受け入れをして今回進めているという状況でござひます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 部長の説明なんですが、実際に都市計画事業決定、十分にそういう説明を受けて住民の方々がそういうことを理解されたら、都市計画決定をするにしても当然住民の合意が必要ですから、そういうことについては私はスムーズにいけるし、何か、とにかくやれたらええというたらおかしいですが、本来斑鳩町の玄関口で、観光客についても、少なくともその玄関口になるような施設について、整備するのに、全くそういうことをされてなくてという部分については、逆に私自身は不審で、本来都市計画決定しようと思ひたら、当然マスタープランを立てて、周辺地域の土地利用についても提案せないかんし、部長そのものは調整区域やからということではなれまひしたけど、

あれについても、以前からあの地域を区画整理するとかという形でそういう地元の説明もされている。なかなか機運が上がらないんでということですからそのままになってましたけども、本来やっぱり駅というのは、駅舎をきれいにする、単に広場をきれいにするんやのうて駅舎を中心としてそこへ流入するその道路の確保、あるいはそれに伴う周辺の土地利用そのものを整備することによって、面的整備をすることによって初めて、巨額な金を使っても住民にとっては潤いのあるものになるのかなということを感じるわけですが、どうも今の部長の答弁の中では、その辺の、駅周辺整備の今後についての夢が、あるいは具体的なイメージが全く私は浮かんでこないんです。

そこで、再度、何で、本来の整備の、全国どこ探しても恐らく斑鳩以外で駅前を整備するのに都市計画決定もせんとまず先に駅舎を整備してというような、こんな方法でやっているところは、私は恐らくないと思うんです。そういうことを、なぜそれぐらい急いで、また費用対効果考えたら、なかなか納得出来ない。タクシーの運転手ですら、こんなんするねやったら三代川の前の道路広げてよと。私ら、そういうやっぱり声を聞いたら、当然町のやっていることというのは、なかなか住民に受け入れてもらえないような私は事業の形態やないのかなと思うんで、再度部長にお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、さかのぼりますと、西谷議員も当時は町職員でございましたけども、昭和61年に道路問題検討委員会をさせていただいて、駅前の関係等についてどうするべきかということもございまして、そこで駅前再開発等の関係等について、一応町としても施策を持ってやってまいりました。そして、都市計画法の関係等について地元説明会を東公民館のところで開かせていただいたら、地元から、そういうものについてはなかなか難しいということもございましたし、また議会から、なぜ駅の橋上等についてやるんだと、それよりもそういう点をするのが先やということの議論もずっとこれきてるわけです。

私は、平成元年に、断腸の思いをしながら、駅前再開発等についての色々の関係等については、一応議会で、その関係等については延伸をしていきたい、こういう形については出来得ないということで、一応結論を見い出したとっております。その後に西谷議員が役場をやめられて、そしてまた議会に出てこられたという経緯もございまして、議会ではこういう関係等についてはかなり議論を尽くしてまいったわけでございます。

しかし、私は、今になって都市計画法とかやかましくおっしゃるけども、もう平成元

年ぐらいにそういう話があったんですから、その時に皆さん方が、なかなか出来得ないということで、議会で十分説明しながら、これはやっぱり難しいということから、色々と手法を凝らしてきて、やっぱり今になったら、今日的に踏切の拡張とか色んな問題等が出てまいった中で、やはり駅前の橋上、あるいはエレベーター、エスカレーターの問題等、バリアフリー化という問題から、やっぱり駅を早くしなきゃいけないということから出てきたわけですから、そこらを十分に、やっぱり過去のことを、我々も一生懸命に取り組んできたんです。

あのバイパスの関係から道路検討委員会を開かせていただいて、そこに駅に通ずる問題の道路というのはどうなるべきだということも議論があったんですよ。そういうことから、私は担当の職員に、こういうものをつくったらどうかということをつくっていただいたんですよ。そして、説明会を開いた。開いたけども、地元の方々からの納得は得られないということで、私はもうそれは難しいということを議会に申し上げてきたという経過もございますから、私はこれは今に始まったことじゃなしに、ずっとこれは、平成元年ぐらいが一番大きな問題になって、その時に私も議員さんから、町長、そんなことでこんなもの簡単にいくかということも厳しく指摘を受けていることも事実でございますし。

私は、やっぱりそういうことも踏まえて、今日こういう経過をたどってようやく、今でも三代川の改修の問題でも、やっぱり皆さん方、土地を離れていかれる方、私はこの関係については色々ございますけども、4メートル50という反対側に道路をつくっていくことについても、皆さん方のご理解を得ながら今現在進ませさせていただいているわけですから、そのことも十分考えていただいて、何で三代川の前道路拡張しないと。それも含めた中の都市計画法の関係で、平成元年にはそういう図面が出来上がったんです。上がったけれどもそれが出来得なかったということもひとつ考えていただいて、これからのそういう整備をしていくことについて、我々はより有効に利用をさせていただくということを、JR法隆寺駅の周辺の環境というものを十分整えていくことが一番大事であらうと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、町長が言われましたが、私自身も実際に職員としてこの担当をしてたもんですから余計、内容がわかり過ぎるぐらいわかりますから、基本的にもう少しこういう事業について時間をかけるべきではないかなという考え方なんです。王寺

にしても、少なくとも30年、40年の期間かかってやっとああいう形になるわけですから、実際に駅前の整備というのは、全国どこをとっても、そこに住んでおられる方の生活もある。特に商売されてたら、その将来についても納得してもらおうというのは、相当の時間と説得というのはかかると思う。

その中では、私自身は、町のやり方自身が余りにも小手先だけで事を進めようとしているのかなと、そういう懸念があるもんですから、どうしても納得出来なかったんで質問させてもらいました。

後については、委員会の中で詳しくまた聞いていきたいと思います。これで結構です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。これをもって議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第24号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第25号 平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第25号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第26号 王寺周辺広域土地開発公社の解散についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この件につきまして、委員会付託をされるということですので、大まかなことだけお聞きしておきたいというふうに思います。

私たちが持っております例規集の中には、この王寺周辺広域土地開発公社の定款というものが書かれております。解散の議決を行えば、この定款も自動的になくなってしまうのかなというふうに考えているところですが、この定款に書かれております各町が設立当初の出資金というものを出しておられるようなんですが、本年11月30日をもって解散となりました時のそれらの、出資金なども含めましての会計処理についてはどんなふうになるのかということについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） これの解散後の精算につきましては、出資金につきましては各町均一でございましたので、精算につきましても、その精算完了後残余資金について

はそれぞれ7町の方に精算をされるということで、その時期になりましたら、うちの方も、一般会計補正予算を組みまして歳入として受け入れを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それと、解散されるのはされると。実際、最近ではほとんど特段の活動を行っておらないとなっているんですけども、平成13年3月に王寺周辺広域市町村圏協議会というものが、こういう冊子を出していると思うんです、計画をされている。この中に、重点施策として色々書かれておった中に、以前から議会の中でも色々議論になったこともあったかなと思うんですが、高齢社会・男女共同参画社会対応プロジェクトの中で、広域的な女性センターなどの設置誘致に取り組むということが、この計画の中でもうたわれ、この間に議会の中でもそういった女性センターのあり方についてなどのご発言も何回かあったかというふうには思っておりますが、この解散をされることと、そしてこれらの広域圏で計画をなされました重点プロジェクトというふうなことになる案件について、どういった関係があるというふうに私たちは見ればいいのか、そのことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問者もご存じのように、昨今確かにこの開発公社でおきまして、三室病院の時に先行取得をされました。ただ、その後、広域で用地を買う場合がございまして、例えばあくなみ苑がございまして、高齢者の福祉施設の。それで、その後また、三室休日診療所、今、稲葉にございまして、これにつきましても、すべて開発公社を利用せずに直接その組合で買うということになっておりました。昨今、やはり開発公社自体のその役割というものが非常に弱くなってきておりますので、今後ともこういう事例がありましたら、直買ということが優先的に考えられるということになってまいります。

なお、付け加えさせていただきますと、女性センターにつきましては、毎年度県の方に要望がございまして、町としても県の方に、広域での女性センターの設立についての要望は提出しておるといってご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。これをもって議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推選による場合があります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名資格当選人を決定することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

選挙管理委員会の委員には、吉田勝重氏、土屋義典氏、村田淑子氏、遠山寛氏、以上の4名を選挙管理委員会委員の当選人と決定いたしました。

続いて、選挙管理委員会委員の補充員の指名を行います。第1位、扇純子氏、第2位、和田邦明氏、第3位、浅部京子氏、第4位、吉田憲子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員会の補充員の当選人として、かつ指名した順位によることに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって選挙管理委員会委員の補充員には、第1位、扇純子氏、第2位、和田邦明氏、第3位、浅部京子氏、第4位、吉田憲子氏と決定いたしました。

続いて、日程11、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第8号については、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第8号についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第8号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成19年度斑鳩町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと思います。

斑専第10号

専決処分書

平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年5月31日

斑鳩町長 小城利重

この補正予算の概要であります。平成18年度の医療費が歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行例第166条の2の規定により、平成19年度からその不足分を繰上充用をするもので、補正前の額29億8,320万円に累積赤字5億3,489万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を35億1,809万3,000円とするものであります。なお、平成18年度におきます本年度の実質の赤字額は、約1億5,000万円であります。

では、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、歳出からご説明を申し上げた

いと存じます。5ページをご覧いただきたいと存じます。

第10款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目の前年度繰上充用金におきまして、第22節の補償補填及び賠償金で5億3,489万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。その前のページ、4ページをご覧いただきたいと存じます。

第9款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入の第1節歳入欠かん補填収入におきまして5億3,489万3,000円の追加補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが1ページにお戻りをいただきたいと思っております。

それでは、予算書を朗読させていただきます。

平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,489万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億1,809万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年5月31日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第8号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第8号については、満場一致で

承認いたされました。

続いて、日程 1 2、承認第 9 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 1 9 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第 9 号については、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第 9 号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第 9 号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成 1 9 年度斑鳩町老人保健

特別会計補正予算（第 1 号）について）

標記について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 1 9 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 1 9 年 6 月 4 日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたく存じます。

斑専第 1 1 号

専決処分書

平成 1 9 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について

標記について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 1 9 年 5 月 3 1 日

斑鳩町長 小城利重

まず、この補正予算の概要であります。平成18年度のこの特別会計におきまして、医療に要しました費用が、医療費交付決定額を上回ったため、地方自治法施行例第166条の2の規定により、平成19年度からその不足分を繰上充用する必要が生じました。また、支払基金交付金が超過交付となりましたため、平成19年度予算から返還することとなりますことから、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,747万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ20億2,447万1,000円とする補正予算であります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして歳出からご説明を申し上げたいと存じます。5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3款諸支出金、第1項償還金、第1目償還金では、第23節償還金利子及び割引料で2,234万円を支払基金医療費交付金等返還金として増額補正、また第5款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金では、第22節補償補填及び賠償金で1,513万1,000円を増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳入でございます。その前のページ、4ページをご覧くださいと存じます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目医療費負担金、第2節過年度分といたしまして3,563万8,000円を国庫医療費負担金過年度分として増額補正、また第3款県支出金、第1項県負担金、第1目医療費県負担金、第2節過年度分といたしまして183万3,000円を県費医療費県負担金過年度分として増額補正をそれぞれお願いするものであります。

なお、18年度で不足いたしましたこの財源は、老人保健制度により、その全額を国、県から平成19年度の収入として精算されることとなっております。

それでは、恐れ入りますが1ページにお戻りいただきたいと思えます。予算書を朗読させていただきます。

平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,747万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億2,447万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年5月31日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第9号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第9号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程13、認定第1号 平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この水道事業会計決算につきましては、委員会付託されますので、その際にまた私も傍聴させていただこうと思っておりますけれども、単年度ごとの会計では、利益が出たとか保留金額が変動している状況なんかはわかるんですけども、以前に中長期的な水道事業会計の財政についての数値表を出していただいていたと思いますけれども、その中長期的な視野から見て行政としてその水道事業の財政、どのようにあの時点から変わってきているのか。健全な財政運営が出来ているというふうに監査委員さんの意見を読ませていただいても書いているんですけども、町行政としてどのように評価をされているかをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 今、おっしゃっていただきました監査委員さんの報告書の中でも、健全な運営はしているという意見を申し添えていただいたところでございますが、現在の状況を我々思いますのは、現在、社会情勢とか経営環境等に大きな変化が生じない限り、実際比較的安定した状態を維持出来ると、このように考えております。そして

また、このような状態を維持できるように努めてまいりたいと、そう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 健全に今後も財政運営していただきたいというのと、あと監査委員さん、経営理念として価格の引き下げ等も視野に入れたということでおっしゃっておりますけども、斑鳩町の経営理念として常にこういうことも持っていたいでいるであろうと思いますけど、今後につきましては、実際にこういうことも視野にいれながら、財政運営にもより努力、研究をしていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号については、建設水道常任委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、日程14、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程15、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により決定された町長専決処分の報告であります。よって、会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題として、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって日程14、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程15、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本件について、理事者の報告を求めます。栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） それでは、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、並びに報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）ご説明を申し上げます。

まず、報告第5号についてご説明を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。2枚目でございます。

斑専第8号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年5月10日

斑鳩町長 小城利重

次ページの損害賠償の額の決定についてでございます。

すこやか斑鳩・スポーツセンター内におきまして、進入路の横断側溝のグレーチングがはずれ、通行車両が損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 11万円
2. 損害賠償の相手方 生駒郡斑鳩町稲葉西1丁目8番11号

松原由佳

本議案についてでございますが、平成19年4月1日午前7時ごろ、相手方松原由佳

が、子どもをサッカー練習のためすこやか斑鳩・スポーツセンターに送り届けるため、すこやか斑鳩・スポーツセンターの西から軽自動車で進入した際、横断側溝のグレーチングがはずれて跳ね上がり、車両のバンパー等の損傷をいたしました。このことから、修理に係ります費用を町が負担するというので、平成19年5月10日に示談が成立いたしましたことから、同日付で損害賠償の額の決定につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第6号についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第6号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。2枚目でございます。

斑専第9号

専決処分書

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成19年5月10日

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、先ほど報告第5号でご説明申し上げましたように、事故に係ります示談が成立いたしまして、損害賠償の額も決定いたしましたことから、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして説明を申し上げます。4ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、第20款諸収入、第5目雑入におきまして、補正前の額

3, 351万8, 000円に対しまして11万円の増額補正をお願いし、合計3, 362万8, 000円とするものでございます。この歳入につきましては、全国町村会から受け入れを行うものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。

第9款教育費、第6項保健体育費の第5目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費についてでございます。補正前の額2, 784万5, 000円に対しまして、第22節の補償補填及び賠償金についての節に11万円の増額補正を行いまして、合計2, 795万5, 000円といたしまして、損害を与えました所有者に支払いをさせていただいたものでございます。

では、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。補正予算書の朗読をいたします。

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億11万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年5月10日専決

斑鳩町長 小城利重

なお、すこやか斑鳩・スポーツセンターの横断側溝は、公道への通り抜けとして通行量が多いことから、側溝のコンクリート部に亀裂が入り、グレーチングが外れ、通行車両が損傷するということが起こりましたので、緊急に改良工事を行ったところでございます。

以上、簡単でございますが、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、並びに報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本件について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）を終わります。

続いて、日程16、報告第7号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

本件について理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

報告第7号

平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、2枚目をお願いします。

まず、第3款民生費、第1項社会福祉費の後期高齢者医療電算システム導入事業であります。平成20年4月から施行予定の後期高齢者医療制度について、その事務を円滑に実施していくための電算システムの構築が必要となってきますが、その構築に係る基本設計に時間を要しておりますことから、2,168万3,000円を繰り越しさせていただいたものであります。

次に、第7款の土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業についてであります。町道205号線につきまして、本年2月に地権者のご了解が得られましたことから、平成19年度で工事を行うため、1,800万円を繰り越しさせていただいたもの

であります。

次に、第4項の都市計画費関係についてであります。

いかるがパークウェイ関連整備事業につきましては、稲葉車瀬地区において、地元との協議等の進捗により、予定をしておりました取り付け町道の測量設計委託が着手出来なかったことから、やむなく150万円を繰り越しさせていただいたものであります。

法隆寺線整備事業につきましても、事業用地の取得に時間を要し、予定をしておりました工事に着手出来なかったことから、やむなく1億670万8,000円を繰り越しさせていただいたものであります。

また、JR法隆寺駅周辺整備事業におきましては、北口広場からの306号線までのバイパスとして、踏切間におけるJRとの用地交渉に時間を要しましたことにより、予定をしておりました事業が着手出来なかったことから、やむなく7,256万4,000円を繰り越しさせていただいたものでございます。

以上で、平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本件について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程17、報告第8号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第8号については、委員会付託を省略いたします。

本件について理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、報告第8号についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第8号

平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

(国民健康保険事業特別会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

2枚目をご覧いただきたいと存じます。

この報告につきましては、さきの報告第7号と同じく、後期高齢者医療制度導入等に向けて、国民健康保険事業に係ります当町の電算システム改修事業を行うため、去る3月の定例会におきまして繰越明許費のお願いをし、その繰越計算書の報告を行うものであります。繰越計算書の朗読につきましては、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞ原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本件について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（国民健康保険事業特別会計）を終わります。

続いて、日程18、報告第9号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

本件について理事者の報告を求めます。谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、報告第9号でございます。まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第9号

平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

(公共下水道事業特別会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

本件につきましては、3月議会定例会におきまして繰越明許のお願いをし、龍田西3丁目地内で面整備工事を発注し、整備区域の拡大を進めているところでございますが、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただくものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

繰越計算書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

第1款公共下水道事業費、第2項下水道新設改良費、事業名 公共下水道事業(第11処理分区第1工区-1~7、第2工区-2~4、金額3億5,000万円、翌年度繰越額3億4,800万円。財源内訳といたしまして、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金1億5,150万円、地方債1億7,250万円、一般財源で2,400万円でございます。

以上で、報告第9号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)についての報告とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます、ご説明とさせていただきます。

○議長(中川靖広君) 説明が終わりましたので、本件について質疑をお受けいたします。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第9号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)を終わります。

続いて、日程19、報告第10号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(介護保険事業特別会計)を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

本件について理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、報告第10号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第10号

平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（介護保険事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

2枚目をご覧いただきたいと存じます。

この報告につきましては、さきの報告第7号及び報告第8号と同じく、後期高齢者医療制度導入に向けて、介護保険事業に係ります当町の電算システム改修事業を行うため、去る3月の定例会におきまして繰越明許費のお願いをし、その繰越計算書の報告を行うものであります。繰越計算書の説明は省略させていただきますが、これで説明を終わらせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本件について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号 平成18年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（介護保険事業特別会計）を終わります。

続いて日程20、報告第11号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第11号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、まず議案書の朗読をいたします。

報告第11号

平成18年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、文化振興財団の事業報告書に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いします。

（3）の文化振興財団の事業といたしましては、（1）芸術・歴史文化事業の企画及び運営といたしまして、①住民参加型事業では、4事業を実施しました。その事業収益は265万9,800円で、それに係る事業費315万8,486円となっています。②芸術文化鑑賞型事業では、9事業を実施し、その事業収益は859万2,870円で、それに係る事業費1,002万22円となっています。③育成型事業では、4事業を実施し、その事業収益は230万900円で、それに係る事業費159万3,924円となっています。

このことから、財団の自主事業総数は17事業で、その事業収益は1,355万3,570円で、それに係ります事業費1,477万2,432円で、収支損失は121万8,862円、収支率では91.7%となっています。なお、前年度の収支比率は66.7%でしたので、収支比率は約25%上昇しております。

また、これらの事業実施状況につきましては、15ページから18ページに事業明細を添付しておりますので、ご参照をよろしく願いをいたします。

次に、（2）芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業の①受託事業につきまして、事業数2事業を実施し、事業収益76万3,081円、事業費76万3,081円、収支同額となっています。②の友の会事業といたしまして、友の会会員から受け取り入金として102万9,500円を受け入れ、友の会運営費は54万5,605円であります。なお、友の会会員は約560人で、前年度より約60人増加しています。

次に、（3）芸術・歴史文化情報の収集及び提供といたしまして、ホール機関誌を年2回発行し、その事業費30万300円となっています。

次に、（４）斑鳩町文化振興センターの管理運営に関する事業の①ホール管理運営事業といたしまして、施設管理受託事業収益で１億７２６万３，３５５円を受け入れています。その内訳は、斑鳩町から指定管理者の指定を受け、ホールの管理運営に係る指定管理料として８，４２７万９，４５２円の受け入れと、施設使用料２，２９８万３，９０３円であります。これに係ります施設管理運営費１億１６６万１，６７９円を要し、収支収益が５６０万１，６７６円となっています。②図書館管理事業といたしまして、図書館の管理等に係ります施設管理受託収益１，３２４万６，３６６円を受け入れ、これに係ります施設管理運営費１，３２４万６，３６６円の収支同額となっています。

なお、これらの各事業の収入及び事業費の内訳につきましては、４ページ、５ページに正味財産増減計算書として前年度比較も入れて整理いたしておりますが、主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

４ページの上の方にあります（１）経常収益では、③の受託事業収益では、前年度より約１，２８０万円減少の１億２，１２７万２，８０２円、経常収益計では、前年度より約１，１６０万円減少の１億３，９３７万５，６０８円であります。

次に、（２）の経常費用では、５ページの中段より少し下に経常費用の合計欄がございます。前年度より約１，１４０万円減少の１億３，９８１万９，６９６円であります。

なお、別綴じで正味財産増減計算書説明書を添付いたしておりますが、事業収益の自主事業収益で、各事業の券売数と入場料収入を示しております。

また、最終ページの８ページに自主事業一覧といたしまして、各事業の事業費内訳を記載いたしておりますので、ご参照ください。

次に、事業報告書の３ページにお戻りください。貸借対照表であります。新公益法人会計基準に基づき、前年度と比較し財産の増減を記載しております。

流動資産、流動負債共に７７９万４，５５８円であります。その内訳につきましては、１４ページの資産負債内訳書に記載させていただいておりますので、またご参照よろしく申し上げます。

２の固定資産では、（１）の基本財産は、前年度同額の１億円であり、預金１，０００万円、貸付資金９，０００万円であり、貸付先は斑鳩町土地開発公社であります。資産合計では、１億１，０４５万８，０３６円となり、負債及び正味財産合計１億１，０４５万８，０３６円と同額になっています。

次に、６ページをお願いします。財務諸表に対する注記でございます。新公益法人会

計基準に基づき、財団の会計方針として、固定資産の減価償却の方法、リース取引の処理方法、消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財源の内訳等をお示しいたしております。

次に、7ページの6、固定資産の取得価格及び減価償却累計額を示しております。平成19年3月31日現在の固定資産当期末残高として、266万3,478円となっております。

次に、9ページであります。財産目録でございます。平成19年3月31日現在の財産の保有状況を示すもので、年度末の正味財産は1億266万3,478円となりました。

次に、10ページ以降の収支計算書総括表及び11ページ、12ページの収支計算書につきましては、最後に添付いたしております平成18年度正味財産増減計算書説明書によりまして、前年度決算額と今年度決算額を比較し、その増減を記載させていただいたものでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、23ページから26ページにつきましては、去る5月7日に実施された監査の報告書を添付させていただいております。ご参照よろしく願いをいたします。

また、本報告議案につきましては、去る5月28日に開催されました財団法人斑鳩町文化振興財団理事会においても承認されておりますことをご報告申し上げます。

最後になりますけれども、昨年度からいかるがホールの管理運営につきましては、斑鳩町文化振興財団を指定管理者として指定をいたしております。そのような中で、さきの3月定例会で議論がありました1年経過後のご報告は、本定例会中の総務常任委員会でまたご報告申し上げたいと考えておりますけれども、少しこのことについてふれさせていただきますと、先ほどの事業内容でご説明申し上げましたとおり、自主事業の収支率や友の会会員数の増加などを見る限り、一定の効果はあったと考えております。しかしながら、監査報告書にも記載されておりますが、財団としては、施設の管理運営と地域住民の文化活動の振興という2つの事業目的を理解し、より効率的な事業運営を図る必要があると考えております。

以上で、報告第11号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてご報告とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 質疑といたしますか、部長の方で考え方等述べていただきましたんで、私の意はそこにあるんですけども、これを毎年見させていただいてますけども、非常にわかりづらいんですね。監査委員さんからも指摘がありますように、受託業務と文化振興事業とは区別して考えていくべき、部長もそのようにしていきたいというふうにおっしゃっておられますんで、ぜひ、難しいんですけども、住民サービスがどれぐらいしっかり満足いただいているとか、アンケートも行われておられますけれども、それを比較してどういうふうに変ったというふうになるような、出来たら表とかつかっていただいて報告いただくとわかりやすいかなというふうに思うんです。

そういう意味では、行政としても、住民サービスの基準ですかね、それを評価する基準等つくられるように、以前の総務委員会でも私申し上げたことがあるんですけども、今回また総務委員会で総括的な報告をされるということで、それも見させていただきすけれども、その経過を見させていただいた上でも、今後この文化振興財団の報告につきまして、もう少しわかりやすい形で書面で報告いただけるような形でご検討をいただきたいということを意見として申し上げておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。よろしいですか。それでは、これをもって質疑を終結いたします。

報告第11号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

続いて、日程21、報告第12号 平成18年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第12号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西巻企画財政課長。

○企画財政課長（西巻昭男君） それでは、報告第12号 平成18年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてご報告を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第12号

平成18年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、業務報告書に基づきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、業務報告書の9ページをお開きいただけますでしょうか。平成18年度斑鳩町土地開発公社事業実績報告であります。

平成18年度は、公有地の取得が1件、処分が7件ございました。

初めに、取得事業についてであります。取得①につきましては、道路新設改良事業用地として、神南3丁目地内において、用地費、建物補償費、そして印紙代等の経費を含めまして1,925万8,763円で取得しております。平成18年度における事業取得は、本事業1件のみとなっております。

続きまして、処分事業についてであります。処分①、処分②につきましては、都市計画道路事業用地の処分として、都市計画道路法隆寺線に係ります龍田南2丁目地内及び小吉田2丁目地内の保有地において、残金の精算を行っております。処分③は、法隆寺駅周辺整備事業の代替用地として譲渡依頼がありましたことから、処分したところでございます。処分④、処分⑤につきましては、神南3丁目地内道路新設改良事業用地の精算となっております。処分⑥は、単独土地改良事業用地の残金の精算となっております。処分⑦は、(仮称)文化財保存活用センター整備事業のための買い戻しによる処分であります。

それでは、処分①から、その内容等につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、11ページをお開きいただけますでしょうか。

処分①につきましては、龍田南2丁目地内において取得いたしました都市計画道路法隆寺線に係る事業用地であります。本年3月26日に残金の精算を終えております。

次に、処分②についてであります。こちらにつきましても、都市計画道路法隆寺線の事業用地の精算によるものであり、本年3月26日に小吉田2丁目地内の事業用地の精算を終えております。

処分③につきましては、法隆寺北2丁目地内の都市計画道路代替用地を、法隆寺駅周辺整備事業の代替用地として処分いたしました。処分簿価が7,397万6,714円ありますが、用地売却費は4,444万9,740円で、簿価との差額2,952万

6, 974円につきましては、本年3月30日付で斑鳩町から損失補てんとして受け入れを行っております。

次に、処分④につきましては、神南3丁目地内において取得いたしました道路新設改良事業に係る事業用地であります。昨年5月25日に残金の精算を終えております。

また、処分⑤につきましても、神南3丁目地内において取得いたしました道路新設改良に係る事業用地であり、本年3月26日に残金の精算を終えております。

処分⑥につきましては、大字三井地内で取得いたしました三井農道に係る事業用地であります。昨年9月25日に189万円で一部精算を行い、本年3月26日に716万3,061円の入金があり、精算を終えているところでございます。

最後に、処分⑦につきましては、法隆寺西1丁目地内において取得いたしました（仮称）文化財保存活用センター整備事業用地を、昨年6月12日に斑鳩町に処分したものであります。

平成18年度における処分事業は、以上7件となっております。

恐れ入りますが、9ページにお戻りいただけますでしょうか。一番下の行のところでございます。公有地処分の合計は、用地・補償費を合わせまして1億5,177万6,689円で、印紙代、利息等を含めると、処分合計金額は1億7,029万2,766円となっております。

恐れ入りますが、16ページをお開きいただけますでしょうか。平成18年度における公社保有地の状況についてでございます。16ページでは、平成18年度の公社保有地のうち公有用地の明細を示しております。先ほどご説明させていただきました取得及び処分の結果、平成18年度末の公有用地の状況は、このページの右端の期末残高の合計欄でございますが、面積で3,181.29平方メートル、保有額では7億259万7,981円となっております。

17ページにお移りいただけますでしょうか。17ページでは、平成18年度の公社保有地のうち代替地の明細を示しております。平成18年度の末の代替地の状況は、同じく右端の期末残高の合計欄でございますが、面積で2,260.38平方メートル、保有額では5億6,919万3,765円となっております。

公有用地と代替地を合わせました平成18年度末の公社保有地の状況につきましては、面積で5,441.67平方メートル、保有額では12億7,179万1,746円となり、前年度末と比較いたしまして、面積では1,447.55平方メートル、保有額

では1億4,598万3,375円の減少であります。

なお、22ページにそれぞれ保有地の位置をお示ししておりますので、また後ほどご参照いただければと考えております。

それでは、3ページにお戻りいただけますでしょうか。損益計算書であります。1の事業収益は、1億4,076万5,792円、2の事業原価は1億7,029万2,766円となり、この結果事業総損失は2,952万6,974円となっております。この損失につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、5の特別利益のところでございますが、斑鳩町から損失補てんを受け入れております。

次に、3の販売費及び一般管理費についてでございますが、一般管理費では3万2,400円となっております。これにつきましては、監事報酬の費用でございます。

事業総損失から販売費及び一般管理費を差し引きました事業損失は、2,955万9,374円となっております。

次に、4の事業外収益でございますが、受取利息で12万5,142円、雑収入では、工事現場事務所設置等のための土地賃借料、関西電力等からの電柱等土地使用料128万1,726円で、合わせまして140万6,868円となっております。

この結果、当期利益は137万4,468円となりました。

恐れ入りますが、4ページをお開きいただけますでしょうか。貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございます。

流動資産では、現金及び預金で、基本財産500万円の定期預金を含めまして1,024万9,839円となっております。この現金、預金の内容につきましては、15ページにその明細を示しておりますので、後ほどご参照いただければと考えております。未収収益は、基本財産500万円の定期預金の予定受取利息で、1,146円となっております。公有用地は、先ほど平成18年度における公社保有地のところでご説明させていただきましたとおり、7億259万7,981円となっております。また、同じく代替用地につきましても、5億6,919万3,765円となっております。この結果、資産合計は、12億8,204万2,731円となっております。

続きまして、負債及び資本の部でございます。5ページにお移りいただけますでしょうか。

初めに、負債についてでございますが、短期借入金のみで、負債合計は12億6,0

00万円となっております。この短期借入金の内容につきましては、18ページにその明細を示しておりますので、後ほどご参照いただければと考えております。

次に、資本についてであります。資本合計で2,204万2,731円となっております。その内訳は、資本金で、基本財産として、町からの出資金500万円、準備金では、前期繰越準備金1,566万8,263円、先ほど損益計算書のところで申し上げました当期利益137万4,468円を合わせまして1,704万2,731円となっております。なお、この準備金合計額は、翌年度に繰り越しをさせていただいているところでございます。

この結果、負債及び資本合計は、一番下の行のところでございますが、12億8,204万2,731円となっており、4ページの資産合計と一致しているところでございます。

続きまして、14ページをお開きいただけますでしょうか。審査意見書でございます。この業務報告につきましては、去る4月26日に、岡田・松田監事に審査をお願いし、その結果について審査意見をいただいたものでございます。

また、この平成18年度業務報告につきましては、5月25日の斑鳩町土地開発公社理事会において承認いただいておりますので、あわせてご報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてのご報告とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。ありませんか。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、説明を受けたんですが、この図面と数字だけではわからないんで、念のために11ページにありますこれをもとに坪単価皆出していただけますか。それと、神南の部分は、これ多分補償費が入っているからやと思うんですが、べらぼうに高いような気がいたしますんで、こういうところにつきましては、補償が幾らで、残り土地の坪単価は幾らということで数字で出していただけますか。

○議長（中川靖広君） 西巻企画財政課長。

○企画財政課長（西巻昭男君） まず初めに、処分①のところでございますが、坪単価に直しますと40万7,653円となっております。次に、処分②でございますが、これにつきましては坪単価19万860円となっております。次に、処分③でございますが、

これにつきましては27万1,018円となっております。続きまして、処分④についてでございますが、これにつきましては22万円となっております。同じく処分⑤につきましても、22万円となっております。次に、処分⑥についてでございますが、坪単価13万4,446円となっております。最後に、処分⑦についてでございますが、これにつきましては22万円となっております。

以上でございます。（「補償は」と西谷議員述べ）

はい、続きまして⑤と⑥の補償についてでございますが、ちょっと、今、分けたものがございませんので、再度調べさせていただきます。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ちょっとわからないんで教えてほしいんですけども、取得が1件ありますけども、これ神南の町道の整備かなというふうに思うんですけども、これまで町道の整備をするのに、土地をかって町道にする部分と寄附を受けて町道にする部分とあると思うんですけども、それはどういうふうに分けておられるのか、その点についてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 基本的な形でお答えさせていただきますと、拡幅を伴う道路改良につきましては、拡幅となる部分については用地を買わせていただくと、買収をさせていただきますということになります。そして、現に道路として利用されている部分、この部分については基本的に寄附をお願いするという形で進めさせてもらってます。この神南の部分も里道がありますんで、里道明示をして、それ以外の部分個人地ということになりますんで、買収というようなことで進めさせてもらってます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その考え方はわかりましたけども、それというのはこれまでずっとそういう形でやってこられたんですかね。そうじゃない例外のケースとかもあったんですかね。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 斑鳩町の場合は、道路新設改良については、拡幅する部分は買収という方向で今日までできていると思います。相当以前には寄附というお話があったかもわかりませんが、私の知る限りでは買収という形で進めてきております。

○議長（中川靖広君） 西巻企画財政課長。

○企画財政課長（西巻昭男君） 先ほどの補償費についてでございますが、⑤のところでございます。補償費につきましては、約1,737万円でございます。用地費が194万円となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、説明を聞いたんですが、ざっと見た中では、非常に神南のこの区域というのは、多分車も入れへんようなところやと思うんですが、異常に坪単価が高いように思うんですが、これはちゃんと、生駒やないけどちゃんと鑑定が入っての値段なんですね。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 当然鑑定があって用地単価の算定はしていただいています。また、家屋移転の補償についても、鑑定士によって決めていただいて、それを補償で支払うということ、これは神南だけじゃなしに、他の面についてもすべてそういう格好にしております。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第12号 平成18年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを終わります。

続いて、日程22、陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その1）を議題といたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23、陳情第2号 「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書についてを議題といたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、陳情第3号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その2）を議題といたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程25、要請第1号 森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書についてを議題といたします。

本案については、建設水道常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明5日から12日までは休会、13日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後1時58分 散会)